

千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 9 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 1 5 号

千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 7 年千葉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 2 項第 1 号中「第 3 2 条第 1 3 号」を「第 3 2 条第 1 4 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 3 2 条第 1 4 号」を「第 3 2 条第 1 5 号」に改め、同号オ中「第 3 2 条第 1 5 号」を「第 3 2 条第 1 6 号」に改める。

第 3 2 条中第 2 6 号を第 2 7 号とし、第 1 8 号から第 2 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 7 号中「第 1 2 号」を「第 1 3 号」に、「第 1 3 号」を「第 1 4 号」に改め、同号を同条第 1 8 号とし、同条中第 1 3 号から第 1 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 2 号中「（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 7 号。以下「千葉市指定介護予防サービス等条例」という。）第 4 0 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等」を「等の」に改め、同号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防

サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第67号。以下「千葉市指定介護予防サービス等条例」という。）第40条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。）等の千葉市指定介護予防サービス等条例において位置付けられている計画の提出を求めること。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

（千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第5条第4項中「第7項及び第7条第4項において」及び「この条及び第7条第4項において」を「以下」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第28条第4項中「第81条第4項において」を「以下」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「ほか、当該各号」を「ほか、同表の中欄」に、「、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号」を「、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
指定介護予防小規模多機能型居	この表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる	看護師又は准看護師

宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
---	--

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）」を削り、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項の表の中欄」に改める。

第65条中「第38条まで」を「第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第71条第1項中「この条において」を「この章において」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第72条第1項ただし書中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難である場合その他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 8 6 条中「から第 3 8 条まで」を「、第 3 7 条（第 4 項を除く。）」、第 3 8 条」に改める。

（千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項及び第 7 項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第 5 3 条中「第 3 9 条第 2 項」を「第 3 9 条第 3 項」に改める。

（千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 1 4 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

15 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 6 条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」

の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第9項中「及び第26条」を「並びに第26条第5項及び第11項」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号アに規定する基準」を「同条第4項に規定する基準」に改める。

第13条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を加える。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を加え、

「（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）」を削り、「指定介護予防サービスをいう」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第８条第２４項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第７８条の次に次の１条を加える。

（事故発生時の対応）

第７８条の２ 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２ 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３ 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４ 指定認知症対応型通所介護事業者は、第６３条第４項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第７９条第２項第５号中「次条において準用する第４０条第２項」を「前条第２項」に改める。

第８０条中「、第４０条」を削る。

第８２条第６項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「ほか、当該各号」を「ほか、同表の中欄」に、「、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号」を「同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	この表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第８２条第７項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第８項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第１０項ただし書中「第６項各号」を「第６項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第８３条第１項ただし書中「前条第６項各号」を「前条第６項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第３項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第１９２条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第８５条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１

号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項の表の中欄」に改める。

第110条第1項中「第113条第7項」を「第113条」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難である場合その他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第

10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第3項ただし書中「第38条」を「第42条」に改め、同条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第177条中「指定居宅介護支援」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を加える。

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第189条中「指定居宅介護支援」の次に「（法第46条第1項に

規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を加え、「同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」」を「同項第4号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、同項第5号、第6号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」」に改める。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」という。」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス事業」及び「複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「当該複合型サービス従業者」を「当該看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改

め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第193条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項第2号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介

護事業所」に改め、同条第3項中「掲げる」を「規定する」に、「当該指定複合型サービス」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し、同条各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「次条第9項の複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「次条第9項の複合型サービス報告書」を「前項の規定による看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第6項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「当該複合型サービス計画」を「当該看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第7項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第8項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第10項中「規定は、複合型サービス報告書」を「規定（看護小規模多機能型居宅介護報告書に係る部分に限る。）は、前項の規定による看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項の表の中欄」に改める。

（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、第5項及び」の次に「第6項並びに」を加え、同条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第13条中「平成27年千葉市条例第17号」の次に「。以下「千葉市指定居宅介護支援等条例」という。」を加える。

第63条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第64条第5項中「第191条第1項」を「第191条第10項」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第79条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第84条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第140条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第85条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第140条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第98条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第99条第1項第3号中「第8項及び第101条第4項」を「第8

項並びに第 101 条第 4 項及び第 5 項」に改める。

第 101 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 110 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第 110 条の 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定通所介護事業者は、第 101 条第 4 項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 111 条第 2 項第 5 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 112 条中「第 40 条まで」を「第 38 条まで、第 40 条」に改める。

第 114 条第 1 項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 118 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービ

スの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第129条第2項第6号中「第39条第2項」を「第110条の2第2項」に改める。

第130条中「第40条まで」を「第38条まで、第40条」に、「第110条」を「第110条の2」に、「読み替える」を「、第110条の2第4項中「第101条第4項」とあるのは「第118条第4項」と読み替える」に改める。

第131条第1項第3号中「第133条第4項」を「第133条第5項」に改める。

第133条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（基準該当通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に基準該当通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第134条中「から第40条まで」を「、第40条」に改め、「「前項」と」の次に「、第110条の2第4項中「第101条第4項」とあるのは「第133条第4項」と」を加える。

第135条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指す」を加える。

第139条に次の1号を加える。

（4）指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第140条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目

標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第 85 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 4 項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第 164 条に次の 1 項を加える。

- 2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（千葉市指定居宅介護支援等条例第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第 181 条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（千葉市指定地域密着型サービス条例第 82 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第 187 条中「「看護職員」と」の次に「、第 164 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第 216 条第 3 項を削る。

第 217 条第 2 項第 2 号ア中「利用者及び」を「利用者の数及び」に、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号。以下この項において「認定省令」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1」を削る。

第 222 条を次のように改める。

第 2 2 2 条 削除

第 2 3 5 条第 2 項第 8 号を削る。

第 2 4 6 条第 2 項第 1 0 号を削る。

第 2 4 7 条中「第 2 2 1 条」の次に「、第 2 2 3 条」を加える。

第 2 5 7 条の見出し中「確保」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第 7 条 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定（同法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）」に改め、同条第 2 号から第 4 号までの規定中「法」を「旧法」に改める。

第 5 条第 1 項中「法第 8 条の 2 第 2 項」を「旧法第 8 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 5 項及び」の次に「第 6 項並びに」を加え、同条第 5 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつて

は、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第39条第1項及び第42条第1項中「法」を「旧法」に改める。

第76条第15号中「第86条第9号」を「第86条第10号」に改める。

第86条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第125条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第97条第1項第3号中「第99条第4項」を「第99条第5項」

に改める。

第99条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第105条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第105条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第99条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第106条第2項第5号中「次条において準用する第36条第2項」を「前条第2項」に改める。

第107条中「第37条まで」を「第35条まで、第37条」に改める。

第112条第1項第3号中「第114条第4項」を「第114条第5項」に改める。

第114条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（基準該当介護予防通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に基準該当介護予防通所介

護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第115条中「第23条」の次に「、第24条」を加え、「から第37条まで」を「、第37条」に、「読み替える」を「第105条の2第4項中「第99条第4項」とあるのは「第114条第4項」と読み替える」に改める。

第125条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第139条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第165条中「第232条第3項」を「この条及び第232条第3項」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（千葉市指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第171条中「「前項」と」の次に「、第139条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第174条第1項第4号ア中「6.4平方メートル」を「6.4平方メートル以上」に改める。

第202条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第203条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「、利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービス」を「、居宅サービス」に改め、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第208条を次のように改める。

第208条 削除

第216条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第225条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第232条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、同条第3項中「種類は」の次に「、

指定訪問介護（千葉市指定居宅サービス等条例第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（千葉市指定居宅サービス等条例第９条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第４項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護

（２）指定通所介護又は指定介護予防通所介護

（３）指定介護予防訪問看護

第２３条第２項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、第１０号を第９号とする。

第２４条中「第２０条」の次に「、第２０条」を加える。

第２５条中「第８条の２第１項」を「第８条の２第１項」に改める。

第２６条の見出し中「確保」の次に「等」を加え、同条に次の１項を加える。

３ 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第２５条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第２５条中「第８条の２第１項」を「第８条の２第１項」に改める。

（千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第８条 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年千葉市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項中「出力することによる」を「出力することにより」に改める。

第１５条中第２５号を第２６号とし、第１６号から第２４号までを

1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号。以下「千葉市指定居宅サービス等条例」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等千葉市指定居宅サービス等条例において位置付けられている計画の提出を求めること。

第15条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

第31条第2項第1号中「第15条第12号」を「第15条第13号」に改め、同項第2号エ中「第15条第13号」を「第15条第14号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第7条第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者については、第2条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型介護予防サービス

の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第7条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

第3条 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第63条第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者については、第5条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第63条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

第4条 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次条及び附則第6条において「旧指定居宅サービス等条例」という。）第101条第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供している指定通所介護事業者については、第6条の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次条及び附則第6条において「新指定居宅サービス等条例」という。）第101条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

第5条 この条例の施行の際現に旧指定居宅サービス等条例第118条第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供している指定療養通所介護事業者については、新指定居宅サービス等条例第118条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

第6条 この条例の施行の際現に旧指定居宅サービス等条例第133条

第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に基準該当通所介護以外のサービスを提供している基準該当通所介護事業者については、新指定居宅サービス等条例第133条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

第7条 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（次条において「旧指定介護予防サービス等条例」という。）第99条第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供している指定介護予防通所介護事業者については、第7条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（次条において「新指定介護予防サービス等条例」という。）第99条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

第8条 この条例の施行の際現に旧指定介護予防サービス等条例第114条第3項ただし書の規定により、同条第1項に規定する設備を利用して、夜間及び深夜に基準該当介護予防通所介護以外のサービスを提供している基準該当介護予防通所介護事業者については、新指定介護予防サービス等条例第114条第4項の規定にかかわらず、当該サービスの内容を平成27年6月30日までに市長に届け出るものとする。

（千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。